

被収容者に対する健康カウンセリング実施要領

1 目的

この要領は、看護師が長期収容等の被収容者に対し、健康相談的なカウンセリングを行うことにより、健康状態を的確に把握し、もって警備処遇の向上及び円滑かつ適切な診療に資することを目的とする。

2 対象者

収容期間が3か月を超える被収容者のほか、処遇担当統括がその健康状態を把握する必要があると認める者。

3 実施者

当局診療室看護師

4 実施場所

原則として当局診療室において実施する。

ただし、診療室以外の場所で行う必要があると認める場合は、処遇担当統括及び看護師は実施場所について調整するものとする。

なお、処遇担当統括が不在の場合は、看守責任者が代わってその業務を行う。

5 実施内容

- ・身体測定
- ・健康状態又は病状の確認
- ・病気や投薬に関する相談等

6 実施手順

- (1) 看守責任者は、事前に看護師と協議し、健康カウンセリングの対象者を選定の上、処遇担当統括に報告する。

これを受けて、処遇担当統括が対象者を決定する。

- (2) 前記(1)の決定があったときは、看守責任者は、速やかに看護師と協議の上、実施日時を決定するものとする。

なお、諸般の事情により決定した日時に健康カウンセリングの実施が困難な場合は、看守責任者は看護師と再協議の上日時を変更することができる。

(3) 健康カウンセリングの対象となる被収容者の連行及び立会は職員が行う。

7 結果報告

健康カウンセリングの実施結果については、看護師が別添「カウンセリングレコード」を作成することとする。

カウンセリングレコード No.	年 月 日
カルテ No.	(氏名, 性別, 年齢)
場所 :	立会警備官 :
所要時間 :	: ~ :
【解決策・具体策】 診療事務室 看護師	